

給食・昼食等を含む飲食する場面における対応の見直し

県教育委員会では、令和4年12月22日に「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」を改訂しました。

特に黙食の見直しについては、国からの通知を受け、教育的な配慮の観点から、適切な換気や距離の確保により感染対策を講じた上で、各学校において積極的に取り組んでいただき、「感染症流行前の状況に戻していくこと」をねらいとしています。各学校でも共有されていると思いますが、改めて一部を抜粋して紹介します。

□教室やランチルームでの給食（昼食等の飲食の場面を含む。）の際、黙食を行う必要はなく、換気を徹底するとともに身体的距離を確保した上で、児童生徒等の間で会話を行うことを可とする。

□大声での会話は控えること。

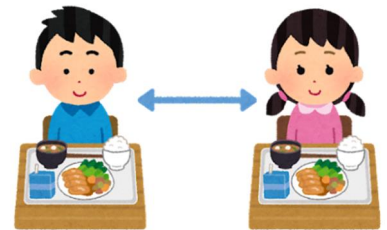
□換気は、教室やランチルームにおける二酸化炭素濃度 1,000ppm 以下を目安として行うとともに、身体的距離は、おおむね 1 m 以上を確保すること。

（座席配置はガイドライン 26 ページ参照）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anken/hokenn/covid-19.html>

⇒ 以上の環境で会話を行う場合、濃厚接触者※には該当しない。

□県として感染状況のみを理由として、給食時の会話を制限する考えはない。



□給食の取り方について生徒自身が考える機会を設け、生徒の意見を踏まえた制限緩和を実施することも有意義である。

□黙食を希望する児童生徒に対しては、適切に配慮すること。

※ 「濃厚接触者」は、目安として1メートルの範囲で、マスクなしで15分以上、感染者と会話していた者が該当する。おおむね1メートル以上の身体的距離を確保した場合は、会話したことのみを理由として、濃厚接触者には該当しない。

◎ 身体的距離をおおむね1 m以上確保すれば、向かい合わせの配席での会話も可。

◎ クラスの人数が多い場合の取扱いについておおむね1 mの距離を確保できない者との間では、向かい合っでの会話は避けること。

お問い合わせ先：教育振興部保健体育課 電話043-223-4092